**四日市市商店街活性化イベント事業補助金交付要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、商店街の振興を目的とする団体等が、商店街の賑わいの創出を図るために実施するイベント事業に対して、予算の範囲内において、その開催経費の一部を補助し、もって商店街の活性化を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、四日市エリアプラットフォームとは、国土交通省の官民連携まちなか再生推進事業の支援を受けて、中心市街地におけるまちの活性化や賑わいの創出を図るため、近鉄四日市駅周辺東側の商店街や地域住民を中心に、地元企業、行政、有識者が集まった組織をいう。

（補助対象団体）

第３条　補助対象団体は、次の各号に定めるものとする。

　(１）　四日市市内の商店街の振興等を目的として組織された市内にある商店街振興組合、発展会、商店会その他これらに類する団体及びその団体が中心となって組織された団体（以下「商店街等団体」という。）

　(２)　四日市市内の商店街の振興等を目的として組織された市内にある商店街振興組合、発展会又は商店会のいずれかに加盟している市内の商店３店以上からなるグループ

　(３)　四日市商工会議所

（４） 四日市エリアプラットフォーム

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。

　(１)　前条第１号、第２号及び第４号に定める団体が行うイベント事業

　(２)　前条第１号、第２号及び第４号に定める団体と高校生等の若者が中心となって行うイベント事業

　(３)　四日市商工会議所が事務局等となり商店街で行うイベント事業

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、前条に規定するイベント事業に要する経費のうち、広告宣伝費、報償費、物件費（ただし、食材費は除く。）、会議費（ただし、食事代は除く。）、事務費その他市長が適当と認めた経費とする。

２　当該イベント事業に、広告収入、事業収入等がある場合は、前項第１号に規定する補助対象経費からその収入額を差し引いた額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第６条　前条第１項に係る補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内で５０万円を限度とする。

２　次の各号に掲げる事業の補助限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

(１)　四日市商工会議所が事務局等となり商店街で行うイベント事業　　１２０万円

　(２)　エキサイト四日市・バザール　　１８０万円

　(３)　中心市街地において実施する広域から集客を見込める大規模事業で、補助対象経費が２４０万円以上のもの（ただし、前２号に規定する事業を除く。）　　１２０万円

(４)　第３条第４号に定める団体が行う事業　　１２０万円

３　前２項の規定にかかわらず、第４条第２号に定める事業の補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、３０万円を限度とする。

４　同条第１項の補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助事業採択基準）

第７条　この要綱に基づき補助する事業の採択基準は、次の各号に掲げる事業とする。

　(１)　商店街のイメージアップ、集客力増加等商店街の活性化に効果が高い事業

　(２)　第３条第１号に規定する団体が実施する事業においては、商店街の団体の過半数以上の会員が参加する事業

（補助金の申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

　(１)　四日市市商店街活性化イベント事業補助金交付申請書（第１号様式）

　(２)　収支予算書

(３) 商店街説明報告書（第２号様式）

(４) 事業計画書

(５) 組織構成がわかるもの

(６) その他市長が必要と認めたもの

（補助金の交付決定）

第９条　市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、四日市市商店街活性化イベント事業補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は前項の場合において、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（事業の変更）

第１０条　申請者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市商店街活性化イベント事業計画変更承認申請書（第４号様式）を提出し承認を受けなければならない。

２　前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の各費目における20パーセント以内の変更をいう。

３　市長は、第１項の変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条による決定を変更することができる。

（変更決定）

第１１条　市長は前条第３項の規定により四日市市商店街活性化イベント事業補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市商店街活性化イベント事業補助金変更決定通知書（第５号様式）により申請者に通知しなければならない。

（実績報告及び補助金の請求）

第１２条　補助金交付決定通知を受けたものが事業を完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

　(１)　収支を証する書類の写し

　(２)　四日市市商店街活性化イベント事業実績報告書（第６号様式）

　(３)　収支決算書

　(４)　事業実施期間中の写真

（補助金の交付）

第１３条　市長は、四日市市商店街活性化イベント事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金を交付するものとする。

２　申請者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要と認めたときは、前項の規定に関わらず、補助事業の完了の前に、交付決定額の１０分の９を上限に、補助金の一部を概算払いにより交付することができる。

３　市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたと認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の評価）

第１５条　市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

２　市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　　附　則

（施行期日）

　１　この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

（有効期限）

２　この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、この要綱は、なおその効力を有する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

　　　 附　則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

　　 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

　　　 附　則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

　　附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は令和2年3月31日から施行する。

　　附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年4月1日から施行する。